

会 議 録

会 議 名	平成 30 年度第 2 回東浦町情報公開審査会	
開 催 日 時	平成 30 年 7 月 5 日(木) 午前 1 時 30 分から午後 2 時 20 分まで	
開 催 場 所	東浦町役場南庁舎 2 階 南会議室 1	
出 席 者	委員	服部政和氏、阿知波清三氏、手島嘉宏氏
	事務局	篠田総務部長、鈴木総務課長、孝森行政係長、水野行政係主査、 吉永行政係主事
次 第 (公開又は非公開の別)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 平成 29 年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について (2) 行政文書の一部開示決定処分に対する審査請求について ※ (2) の議事については非公開 4 連絡事項 5 閉会	
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	東浦町情報公開条例第 21 条第 9 項の規定により、情報公開審査会による調査審議の手続きは公開しないこととされているため。	
傍聴者の数	なし	
審 議 内 容 (概 要)	委員 3 名が出席しており、定足数に達していることを確認し、会議を開催 1 開 会 ◆総務部長 あいさつ ◆総務課長 資料を確認し、開会する。 2 会長あいさつ □会長 あいさつ 3 議 事 (1) 平成 29 年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について ◆事務局 平成 29 年度東浦町情報公開制度の施行状況及び過去 3 年間の情報公開制度の取扱件数について説明 (質疑応答) □委員	

工事に係る金入り設計書の請求に開示の対応をとっているが、金額が入った設計書を公開すると、今後類似の工事の入札時に金額の予測を立てられるなどの影響が生じるのではないかと。

◆事務局

既に入札が終了していることに加え、あくまで設計段階に設定した金額であることから本町では開示することとしている。

□委員

下水道設計単価（平成 28 年 4 月版）について、部分開示となった理由は何か。

◆事務局

請求の対象となった下水道設計単価に、愛知県が非公表としている単価が含まれ、公にすることで愛知県の契約に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあったこと、また、単価データの利用規約に単価適用日から 1 年間は単価を外部に公開しないことが規定されていたことから該当の部分を開示しないとした。

□委員

土地評価事務取扱要領の開示とした部分はそのような内容か。また、どのような理由で不開示としたのか。

◆事務局

法人の鉄軌道用地の評価に関する事項である。実際の評価額が判明するおそれがあったため不開示とした。

□委員

部分開示とした土地開発行為協議申出書は、どのような部分を不開示としたのか。

◆事務局

特定の個人を識別できるような情報や、企業活動に関する情報が掲載されている箇所があったため、その部分については不開示とした。また、計画の概要や図面など、未成熟な情報についても不開示とした。

□委員

直近 1 年間の上水道使用料が 30,000 m³以上の事業所名及びその住所とあるが、どのような意図で請求されたものなのか。

◆事務局

請求の意図については把握していない。

4 連絡事項

	事務局から委員に対し事務連絡を行った。
	5 閉会
備 考	